

普及委員会規程

平成 30 年 6 月 22 日 制定

(目的)

第 1 条 この規程は、普及委員会（以下、「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 技術・普及部門担当副会長
- (2) 資格付与部門担当副会長
- (3) 技術・普及部門担当理事
- (4) コンクリート技術講習委員会委員長
- (5) 第 7 条に定める特定指針等普及専門委員会（以下、「専門委員会」という。）の委員長
- (6) 第 3 条に定める委員長が指名する委員

(委員長、副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2. 委員長は、技術・普及部門担当副会長が当たる。
3. 副委員長は、資格付与部門担当副会長が当たる。

(任期)

第 4 条 委員長及び副委員長の任期は 2 年とする。

2. 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、次の各号の業務を行う。

- (1) コンクリート技術講習会の実施内容の審議
- (2) 専門委員会の事業計画の審議
- (3) 専門委員会の事業進捗状況及び予算執行状況の確認及び調整
- (4) 上記事項に関する企画調整会議への報告
- (5) その他、必要な事項

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(専門委員会の設置)

第7条 委員会の下部組織として、技術委員会で得られた成果や指針等を普及するための専門委員会を設置することができる。

2. 専門委員会の詳細については、別途「専門委員会の設置等に関する内規」に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

1. この規程は、平成30年6月23日から施行する。